

(別紙)

御意見の概要	御意見に対する考え方
・省令案本体と改正される省令を添付すべきではないか。	・当該法令の内容について分かりやすくお伝えするとともに、パブリックコメントに必要な十分な期間を設けるために、省令案そのものの添付は必ずしも必須ではないと考えておりますが、ご意見を真摯に受け止め、今後のご参考とさせていただきます。
・省令に対するパブリックコメントでは意味はないのではないか。	・政省令改正におけるパブリックコメントは、原則として法的に義務付けられたものであり、幅広く国民の皆様からのご意見をいただくことは非常に重要であると考えています。